

令和7年7月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和7年7月22日（火）午前9時30分から午前10時47分まで

2 開催場所

伊勢原市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

教育長	宮村 進一
委 員（教育長職務代理者）	福田 雅宏
委 員	濱田 光子
委 員	桑原 公美子
委 員	長塚 繁昭

4 説明のために出席した職員等

教育部長	熊澤 信一
学校教育担当部長	今井 仁吾
歴史文化推進担当部長 (兼) 歴史文化担当課長	立花 実
参事(兼) 教育総務課長	瀬尾 哲也
教育総務課施設担当課長	畠山 純徳
参事(兼) 学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	西野 厚志
教育センター所長	田中 美和
社会教育課長	青木 優
参事(兼) 図書館・子ども科学館長	林 かおり

5 会議書記

教育総務課係長 窪田 晴大

6 傍聴人

1人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

（1）市議会6月定例会における一般質問の概要について

【資料1：教育部長・学校教育担当部長】

（2）教職員による児童生徒性暴力等の防止について

【資料 2 : 学校教育担当部長】

(3) 令和 7 年度夏季休業期間中の児童生徒指導について

【資料 3 : 教育指導課長】

(4) 令和 7 年度社会教育指導員の辞職について

【資料 4 : 社会教育課長】

(5) 令和 7 年度伊勢原市地域学校協働活動推進員の委嘱について

【資料 5 : 社会教育課長】

(6) 第 30 回記念いせはら市展の実施報告について

【資料 6 : 社会教育課長】

日程第 3 議案第 27 号 令和 8 年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について

日程第 4 議案第 28 号 令和 8 年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について

日程第 5 議案第 29 号 令和 8 年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

【非公開】

日程第 6 議案第 30 号 伊勢原市学校給食運営審議会委員の任免及び委嘱について

その他

----- ○ ----- 午前9時30分 開会

○教育長【宮村進一】 おはようございます。定刻となりました。

本日の出席委員は5名で、教育長及び在任委員の過半数以上が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づきまして、ただいまから教育委員会議を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします日程第6につきましては、審議内容に人事案件を含みます。よって、日程第6については、伊勢原市教育委員会會議規則第14条第1項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【宮村進一】 挙手全員。よって、日程第6については非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、傍聴の方は、日程第5が終了いたしましたら御退出いただくようお願いいたします。

それでは、教育総務課長から、資料の確認をお願いします。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 (資料確認)

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【宮村進一】 それでは、日程第1、前回議事録の承認について、お願いします。

○教育長及び委員全員 (承認)

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程第2、教育長報告です。本日は6件となっています。

まず1件目、市議会6月定例会における一般質問の概要について、所管部長から報告をお願いします。

○教育部長【熊澤信一】 資料1を御覧いただきたいと思います。

市議会6月定例会が6月6日から27日まで、22日間の会期で開催されました。会期中、3日間にわたりまして、市政運営上の疑問点等について問いただす

一般質問が行われまして、教育委員会関連の質問が7名の議員からございましたので、概略を主に所管部長から御報告いたします。

なお、該当の質問につきましては、資料中、網かけで表記をしてございます。

それではお願ひします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 それでは、まず私から御説明させていただきます。

資料の2ページ、5番目、中山議員から、疾病予防・早期発見の推進に向けた取組についての再質問として、子どもの頃からのがん教育の現状と課題について質問がございました。

学校では、小学校5年生から保健の授業を中心に様々な機会を捉えて指導や啓発を行っていることや、一方で、課題として、児童生徒が自分事として、より実感の伴ったものとなるような指導を行う難しさがあること等についてお答えをいたしました。

そんな中で、昨年度の県の「いのちの授業」大賞作文コンクールにおいて、本市の中学校3年生の生徒が大賞（県知事賞）を受賞し、その内容が、末期がんを患った祖父との最期の関わりの経験を基に、命の貴さや一生懸命生きることの大切さなどをつづったものであったことから、こうした生徒の作文の活用を図ることや、関係する医療機関等との連携を深めることも視野に入れながら、命の大切さを育むという観点からも、がん教育の充実を図っていきたい旨、お答えいたしました。

続きまして6番目、大山議員からは、自転車の安全対策における学校での取組について質問がございました。

学校では、各学級・学年、新入生の交通安全教室など、様々な機会を捉えて、警察や交通指導員、地域の団体等の多くの皆さんの御協力を得ながら、自転車の乗り方や、努力義務となっているヘルメット着用の有効性等について、指導、啓発を行っている旨、お伝えしております。

議員からは、学校の取組は御理解いただきましたが、ヘルメットにおける助成もあることから、命を守るという観点からぜひ着用率を上げてもらいたい旨の御意見がございました。

○教育部長【熊澤信一】 続きまして、資料の3ページを御覧ください。

10番目、長嶋議員からは、本市の教育行政についてといたしまして、学校施設個別施設計画に関し、学校施設の目指す姿や、計画に基づく改修整備の実績、整備水準、改修の優先順位、プールの改修見込み等、大変多岐にわたる質問、再質問がございました。

この中で、体育館へのエアコン設置及び施設のバリアフリー化に関する質問があり、私から、喫緊の課題であるとの認識の一方で、整備には多額の費用が見込まれますことから、国における補助制度等を精査するとともに、空調設備については、実行可能な冷暖房方式について調査・研究を進めるなど、検討を進めたい旨、お答えをいたしました。

また、令和8年度中の学校施設個別施設計画改定の考え方につきましては、施

設の老朽化への対応や、様々な教育課題への対応、さらには計画の実効性の確保等の視点から検討し、改定を行いたい旨、お答えをいたしました。

さらに、大山小学校の今後の在り方につきましては、現在策定中の「小中学校の望ましい学校規模等に関する基本方針」におきまして、本市における望ましい学校規模等を整理した上で、来年度以降、個別の学校の在り方について検討を進めたい旨、お答えをいたしました。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 続きまして11番目、八島議員からは、不登校対策について、本市における不登校児童生徒の現状、課題、今後の取組、及び「学びの多様化学校」に対する見解について、御質問がございました。

まずは、本市の不登校児童生徒数や、国・県と同様に増加傾向となっている課題についてお答えをした上で、課題を踏まえた不登校対策として、校内で別室登校ができるような環境の整備や、スクールカウンセラーや教育センター相談員による教育相談、スクールソーシャルワーカーの活用、そして教育支援教室「やまとどり」における支援等、家庭や関係機関とも連携を図りながら、個に応じた多様な支援を行っていること、小学校低学年の不登校傾向の増加などの課題については、幼稚園、保育所、認定こども園等とも連携を深め、架け橋期における教育プログラムについての研究を進めていくことも併せてお答えをいたしました。

「学びの多様化学校」に対する見解については、柔軟な教育課程や自立的な的な学び、個々に応じた多様な学びの場の選択肢を広げるといった意味で、大変意義のある取組であると認識している旨、お伝えいたしました。その上で、このような学びの進め方や考え方、学びの多様化学校においてだけでなく、今後の中学校の教育活動の充実・改善においても大変重要であると考えている旨をお答えしました。

また、再質問におきまして、不登校対策をはじめとする多様な教育ニーズに対応した施設整備に対する考え方について質問があり、不登校対策をはじめとする個に応じたきめ細かな教育に対応した施設整備や、今後見込まれる児童生徒数の減少に伴う学級数の減少見込みに応じた施設整備を目指すなど、個別施設計画の改定に当たり検討を行ってまいりたい旨、教育長から答弁をいたしました。

さらに、不登校対策のさらなる推進について教育長としての見解を伺う旨の質問がございました。教育長からは、これまでの答弁を踏まえ、教育委員会として、学校設置者である市長を含めた全庁的な検討・調整の下、不登校の児童生徒への継続支援、早期発見、早期対応、未然防止の観点から、あらゆる不登校対策を早急に推進していく旨、御答弁をいただきました。

続きまして13番目、川添議員からは、子どもの権利が保障されるためについて、大きく2つ質問がございました。

1つ目は、校則や学校運営における子どもの意見表明権の保障についてで、各学校では、日頃の生活上の課題に対し、児童会や生徒会活動を中心に、児童や生徒が意見を考え、交わし合う機会を多く設けていることや、最近では、学校運営協議会に児童が参加する事例もあるなど、こうした取組を通じて出された児童生徒の声を踏まえ、教育活動の改善やルールの見直し等に反映させている旨をお答

えいたしました。

2つ目に、外国ルーツ、障がいのある子どもへの合理的配慮と就学支援についての質問では、障がいのある子どもの就学については、主に教育センターが行う就学相談の中で、ニーズを把握し、必要な支援を行ったり、車椅子等を使用する児童生徒のために階段昇降機を導入したりするなど、配慮がなされるようにしていることや、外国につながりのある子どもについては、日本語指導が必要な場合は日本語指導協力者の派遣を行っているなど、今後も一人一人の状態に応じた支援や配慮をより充実させていくように努めている旨、お答えしております。

続きまして次のページ、4ページ、15番目、米谷議員からは、安全な学校給食の供給について、現状の課題や対応についての質問がございました。

現在の大きな課題の一つとして、給食食材費の高騰への対応があること。今年度は国の臨時交付金を活用したり献立の工夫を行ったりして、保護者に負担を求めることなく、また、給食の質を落とすことなく実施をしておりますが、この先も物価高騰が続くようであれば、国の給食無償化の動きも踏まえつつ、学校給食運営審議会に適正な給食費の額の検討を諮問するなど、保護者負担の緩和のための取組を検討する必要がある旨、お答えいたしました。

また、課題として、給食物資納入業者数が減少している現状があり、現在年1回の募集から随時募集に変更する等の検討をしている旨のお答えをしております。

最後、16番目、岸議員から、教員の現状、本市の学校再編、及び不登校を増やさない学校教育についての質問がございました。

まず、教育の現状については、教員採用の仕組みや休職・離職の現状、本市の教員未配置の状況、臨時の任用職員の割合、教員の負担軽減策について御質問があり、それぞれ現状や取組等についてお答えをいたしました。

その後の再質問の中で、本市における教員負担軽減のための新たな方策について教育長へ質問がございました。教育長からは、本市の小中学校に携わる全ての教職員の皆さんのが、日々子どもたちのために懸命に働いており、さらには多くの保護者や様々な地域の皆さんが学校を支えてくださっていること、そして、こうした学校を支えてくれている様々な方たちとの協力、役割分担の下、負担感を上回るほどの、教職ならではの魅力や働きがい、醍醐味を全ての教員が味わうことができるような環境や風土をつくり出すことが重要であると考えている旨、答弁をしております。

続いて、本市の学校再編については、望ましい学校規模等に関する基本方針を策定する上で、考慮すべき論点と優先順位に関する質問があり、児童生徒の教育条件の改善の視点、教育機会の均等確保と学びの保障の視点、公共施設の最適化の視点、及び地域コミュニティーへの配慮の視点の4つの視点を考慮すること、また、学校規模の適正化は複数の課題が関連する取組であることから、基本方針の策定に当たっては、4つの視点を踏まえて総合的に検討を進めてまいりますが、基本的には児童生徒の教育条件をよりよいものにするための取組であると認識している旨の説明を、教育長から答弁しております。

3つ目、不登校を増やさない学校教育については、不登校を出さないための対策として、学校では教育相談コーディネーターや児童生徒指導担当を中心とした支援体制が構築されていることや、チームで対応していること等についてお答えいたしました。

議員からは再び教育長へ、教員の負担軽減や不登校を増やさないといった意味でも大胆な改革が必要ではないかといった再質問がございました。

教育長からは、新たな不登校を生まない、全ての児童生徒一人一人が元気に意欲を持って学ぶ、魅力ある学校づくりに向けて、何よりも教職員一人一人が当たり前にとらわれることなく、積極的に柔軟に、従来の指導観からの変革を図っていくことが重要であること、教育委員会としては、新たな不登校を生まないさらなる魅力ある学校づくりに向け、ボトムアップによる丁寧な変革ができるよう、取組を促していきたい旨のお答えをしております。

最後にもう1点、資料にはございませんが、6月12日に議案審議が行われ、補正予算案として県の「いのちを大切にする心をはぐくむ教育推進」研究委託事業に係る費用と、GIGAスクール構想の推進における1人1台端末の更新に係る費用についての、補正予算案及び債務負担行為の補正として計上いたしました。事業の概要等について様々御質問いただきましたが、賛成多数で可決されております。併せて御報告いたします。

6月の議会における教育部関連の7名の議員の一般質問概略は以上となります、本日御報告いたしました一般質問の様子につきましては、市のホームページ等で録画配信されておりますので、御覧いただければ幸いでございます。

説明は以上になります。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問ありましたらお願ひいたします。

○委員【福田雅宏】 2つ質問があります。1点目は、大山議員の自転車の安全対策の関係で、交通安全教室は、全児童生徒に対して実施されているのでしょうか。2点目は、川添議員に対する答弁の中で、児童生徒が学校運営協議会に参加している学校もあるとありましたが、具体的にどこの学校か教えていただきたい。

○教育長【宮村進一】 では、まず1点目、いかがでしょうか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 まず、小学校における交通安全指導については、様々な機会を捉えて行っているので、基本的には全児童に行ってます。

○教育指導課長【西野厚志】 中学校では、すべての学校で自転車の乗り方安全教室、あと、市民協働課と協力し、実際にスタンスマンが来て、事故の現状を見るというスケアードストレートを行っています。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○教育長【宮村進一】 では、2点目に対する回答をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 把握している限りでは、成瀬小学校や桜台小学校において、児童が参加をして、これまでの自分たちの取組等を説明しています。成瀬小学校では、スローガンの検討にあたり、委員さんからも御意見をい

ただき、その御意見もふまえスローガンの作成を行っているといった事例もございます。

以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ほかには、いかがでしょうか。

○委員【長塚繁昭】 1点ございます。川添議員の質問で、子どもの権利保障についての感想です。校則や学校運営における子どもの意見表明権について、私は、伊勢原市は進んでいると思っています。これが大きな問題になったのは、昭和50年代後半に全国的に校内暴力が本当に多くなっていたときに、伊勢原市は、それは管理教育の弊害であるという考え方をしていました。生徒が自分たちの学校生活をより良くするため、自分たちで校則について見直して、自分たちの生活に合わないものは変えていこう。当然それは先生方のバックアップがあってのことなのですが、基本的に生徒と話をして変えていく。伊勢原市内4中学校すべてが、そういう取組をしていました。

一般的には学校の自治を生徒自らが行うということで、例えば、昔は通学や運動するときの運動靴の色、髪の毛を留めるリボンの色、靴下の色まで決められていましたが、昭和50年代末期から60年代初めにかけて、それは私たち生徒から見て本当に必要なルールか、どの学校も見直しを行ってきました。

そうした取組があつて、今、伊勢原市内の中学校では、髪の毛を留めるリボンの色や靴下の色、靴の色は決まっていない。私もずっとそれを見てきたから、それが当たり前だと思っていました。でも、修学旅行へ行ってみると、これが当たり前じゃないということがよく分かるんです。京都・奈良に修学旅行に行き、全国の他の学校を目にすると、自由な学校のほうが少ないと気がつけます。

そして、私が当時、ある本を読んだときに、その頃は、校内暴力があったことによって、より管理教育を強めた県だと市町村があったと記載されていたように記憶しています。そういう時代にあって、伊勢原市は、校則を見直してきたという経緯がある。

そういうことが今も脈々とずっと続いているんじゃないかなと思っています。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

一般質問、大分多岐にわたって学校教育についての質問がありました。また9月議会がございますので、必要に応じて委員の皆さんともいろいろ協議をさせていただければと思います。

それでは、報告の2件目になります。

教職員による児童生徒性暴力等の防止について、これは学校教育担当部長から報告をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 資料2を御覧ください。

教職員による児童生徒性暴力等の防止について、御説明いたします。

教師による盗撮等が今、社会問題になっていることを受けまして、令和7年7月8日、市校長会において次のことを共有・確認・協議を行いましたので、御報告いたします。

初めに、資料の項番1、7月1日付で発出された文科省通知の内容でございます。主な内容としましては、教職員等による服務規律の徹底、未然防止の観点から、密室状態の回避のための環境整備。中でも、盗撮防止のための定期点検、端末の運用管理ルールの徹底。また、早期発見・早期対応のためのアンケート調査、相談窓口の周知徹底等が挙げられております。

次に、項番の2、本市におけるこれまでの取組を御覧ください。令和2年の教育長通知や、令和3年の市不祥事防止対策検討委員会の設置、その後の市不祥事防止プログラムにおける最重点事項等を確認いたしました。

続きまして項番の3になります。今後の対応について協議を行いました。

まず、(1) 基本認識といたしまして、平成30年及び令和2年に発生した事案を踏まえ、今後も学校、教職員への信用回復、維持向上のために、不断の取組を継続していく必要があること。

さらに、現在、教員によるわいせつ事案が全国的な社会問題となる中、本市の児童生徒、保護者においても、学校（教職員）に対する不安や不信が広がっていることが考えられること。

こうした不安や不信は、明らかなわいせつ犯罪行為はもとより、体罰や不適切な指導、ハラスメントにつながるような言動等に対しても同様に向けられることが想定されること。

そのため、学校及び教育委員会では、両者の連携・協働により、こうした児童生徒や保護者的心情を前提として十分に踏まえた上での対応を行っていくことが重要であること。

こうした考え方を共有いたしました。

その上で、(2) 重点的な取組といたしまして、令和7年度伊勢原市不祥事防止プログラムの励行、教職員自身が自分事として考え議論する研修の実施、教職員一人一人が抱える困難等を把握するための管理職による面談や対話、環境の点検・整備及び端末の運用管理ルールの確認・徹底、アンケート結果から気になる点を見逃さず・見過ごさず、速やかに反応・対応すること、保護者の疑問・不安を受け止める相談窓口について改めて周知啓発の徹底、これらを学校と教育委員会として実施してまいりたいと考えます。

校長会当日は、校長から次のような意見、声がありました。

一つは、報道等を受け、自校では既に端末の規定等を見直すなどの注意喚起に努めていること。しかしながら、こうしたルールについては、かいくぐろうと思えばいくらでもできてしまう。やはり、基本は意識の問題が重要であるとの御意見をいただきました。

また、学校は、ややもすれば子どもたちも先生方も無防備になりやすい場である。教員にも子どもたちにも、危険を察知する意識が必要になってくるのではないかという御意見もございました。

さらには、教育活動の記録や発信等での端末の活用は、学校の教育活動においてはやはり重要で、有効に使われている現状がある。ただ、活用の支障とならないような、無理のない規定を考えていく必要があるのではないかといった御意見

がございました。

最後に（3）今後の予定につきましては、校長会での協議を踏まえ、市教委で調整の上、8月を目途に各学校長宛てに教育長通知を発出する予定となっております。

説明は以上です。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

6月の後半からですかね。まだ今もいろいろ報道で、教職員のこうした事案について問題となっていますけれども、まずは7月の校長会でこうした議論をしたところです。

何か御質問、御意見ございましたらお願ひいたします。

○委員【濱田光子】 教育指導を行う立場の方が起こされたということで、この事件が発覚するまでも、そのようなことがなかったのか、働き方のストレスみたいなものがそういう方向に向いているんではないかとも思いました。

本市では、そういった問題は起きてないことを願うんですが、近年、実際に事例があったかどうか教えてください。

○教育長【宮村進一】 先ほど報告の中にもありました、平成30年と令和2年、教育委員会議でも大きく議論なされたところですけれども、どちらも自校の児童や生徒に対してといった事案ではなかったんですが、大きな、本当に報道等もされた事案がございました。

それ以降は同様の事案というものは発生しておりませんし、また、先般のこの市の校長会の中でも、わいせつ事案に限らず、こうしたことが社会問題化すると、どうしても学校の先生方に対する不安とか疑問、わいせつなことじゃなくとも何かこう、ちょっと強めの指導とか学校としての対応に対して、いろんなやはり不安や疑問の声はあったりします。

そういう不安な疑問の声というのは、その大きな事案の発生後も、全くなかったかというとそんなことはなくて、やはり学校に対してそういった御意見や不安というのは声として上がって来て、それごとに一つ一つについて学校と教育委員会で連携しながら対応して、御理解をいただく、御納得をいただくというような状況でございます。

よろしいですかね。

ほか、いかがでしょう。

○委員【桑原公美子】 2点あります。1点目は、性的なことというのは、ほかのハラスメントに比べるとどうしても水面下に入ってしまうものです。あと、被害者のほうもやっぱり言いづらいというものがあるんですね。私は教員の養成校の立場として、どこの大学が免許を出したんだろうというぐらいに思うので、こういった事案は各養成校とも共有する必要があるかなと思います。

2点目は、定期的なアンケートは、回答を誰が見るのが回答率が違うと思います。大学ですとアンケートはQRコードでいつでもどこでも手軽にできるんですが、特にこういったものはなかなか声を上げづらいので、紙のアンケートだと、なかなか難しいのかなと思いますが、アンケートは、どのような方法で行わ

れているのか、お聞きます。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 基本的には、児童へのアンケートは、紙で行っています。性暴力の話だけではなくて、アンケートでは見えにくい部分は、担任だけではなくて、ほかの教員たちも見守りを行っています。

小学校においては、教科担当制というのが、担任だけでは気づかない、ほかの教員だからこそ気づけるような、そういったものを情報共有しながら、多くの目で子どもたちを見ています。

また、養護教諭であったりとか、教育相談コーディネーターなど、担任だけではない多くの教職員が子どもたちの声をなるべく聴く、そういった仕組みづくりを、これからも続けていかなければならないということも、校長会で話しました。

○教育長【宮村進一】 私からも補足をすると、この前報告差し上げた体罰等の調査については紙での調査なんですが、提出先が学校ではなく直接、教育委員会になっています。また、県のほうで、24時間開いている電話相談窓口、SNSで悩みを受け付ける相談窓口があり、市でも電話相談をやっております。それらの相談窓口がこういうところに行くとあるというカードを、県が作成し、夏休み前の7月に全ての子どもたちへ配られています。

いろんなチャンネルを通じてSOSの声は上げられるということを、今回の問題を受けて、改めて、各校を通じて周知していきたいと考えています。

○委員【福田雅宏】 意見と質問なんですが、まず意見は、国の通知にもあるんですが、密室状態回避とありますので、これはぜひ徹底していただきたい。

話が脱線しますが、私の仕事柄、日本ではないんですが、いわゆる小乗仏教と言われているインドやタイのお坊さんは、女性と直接話をするときは、個室じゃないんですね。個室で話をするときは必ずドアを開けるというのが戒律であります。もし学校で1対1のときは、冤罪が生まれては困るので、完全にオープンな状態にして、個室で話す場合にも徹底したほうがいいと思います。もう一つは質問ですが、文科省が2023年度の性暴力が320件、前年度比プラス79件というデータを出しています。しかし、件数は教職員だけなんです。中学校の部活動指導になると、外部から指導者が来るので、そういう方たちへの啓発については、どのように捉えられているのでしょうか。

○教育指導課長【西野厚志】 外部指導者の方を集めた講習会はひらいておりませんが、外部指導者としてお願いをするときに、各学校からお話ししていただけます。

○教育長【宮村進一】 密室回避というのは、高校ですと徹底して、必ず複数人で相談に当たるとか、そういった状況をつくらないようにしています。やはり、高校生ぐらいですと、そういったリスクも高いということだと思いますが、今の御意見あったように、中学校においても、小学校においても、できるだけそういう配慮に努めてまいりたいと思います。

また、部活の外部指導者の方への注意喚起という部分でも、できる機会をいろいろ捉えて、しっかりと注意喚起をしていきましょう。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて3件目、令和7年度夏季休業期間中の児童生徒指導について、教育指導課長から報告をお願いします。

○教育指導課長【西野厚志】 よろしくお願いします。

資料3を御覧になってください。

夏季休業を迎えるに当たり、各学校にこの資料を配付いたしました。また、このことについては、市の定例校長会で配付するとともに、職員への周知、それから児童生徒への指導を依頼いたしました。

休業前の指導、休業中、それから新学期に向けてということで、大きく3つに分かれてございます。

まず1つ目でございます。休業前の指導・注意喚起というところで、夏季休業が、児童生徒はもちろんのこと、職員の皆さんにとって有意義な機会になるようお願いいたしました。

各項目がございます。健康・安全指導、生活指導、それから緊急連絡体制の確認ということで、お話をさせていただいております。

特に水の事故など命に関わること、また、最近、スマートフォンを利用した闇バイトの犯罪防止というところをお話をして、依頼しております。

また、最近、緊急連絡の中で、公衆電話の使い方を知らない世代が増えてきて、緊急時は携帯電話の個人通話より公衆電話が優先されるような旨も併せて、今回、依頼してございます。

多岐にわたっての注意事項になるんですが、夏休みの健康、安全、命に関わること、命の大切さや相手を思いやる心についても、児童生徒が自ら考えていくような指導をということで依頼をしております。

続いて2つ目です。休業中の対応ということで、諸活動における事故防止、天気の急な変化、それから、休業中においても、気になる生徒についてはぜひ連絡をしていって、家庭訪問や電話連絡することによって丁寧な指導を組めるようにお願いしております。

それから、休業明けでございます。休業明けも同様でございまして、2学期の始めなどの時期に向けて、児童生徒の心身の状況、それから行動の変化で、なかなか新学期が休みがちになったりとか、学業に気持ちが向かないという生徒も逆に出でまいります。いろんな生徒に向けて、夏休み明けの不安に寄り添っていくように、引き続き、家庭訪問や継続的な連絡、丁寧な相談・指導ということでお願いしております。以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、ないようですので次に移ります。

続きまして、令和7年度社会教育指導員の辞職について、社会教育課長から報告をお願いします。

○社会教育課長【青木優】 では資料4を御覧ください。令和7年度社会教育

指導員の辞職について御説明いたします。

令和7年4月1日付で人権教育担当として任用しました山田芳之さんが、一身上の都合により辞職されましたので、御報告します。退職日は令和7年6月30日であります。

以上です。

○教育長【宮村進一】　　ただいまの説明について御意見、御質問、いかがでしょう。

○委員【福田雅宏】　　次の方は決まっているのですか。

○社会教育課長【青木優】　　まだ決まっていません。

○教育長【宮村進一】　　後任については今、検討中ということで。今年度の人権教育関係の事業については特に支障なく実施できるとのことです。

ほか、よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。

続きまして、令和7年度伊勢原市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課長から報告をお願いします。

○社会教育課長【青木優】　　では、資料5を御覧ください。令和7年度伊勢原市地域学校協働活動推進員の委嘱について御説明申し上げます。

6月28日付で、伊勢原市地域学校協働活動推進員として、桜台小学校長から推薦がありました岩崎祥行さんを選任しましたので、桜台小学校区の地域学校協働活動推進員に委嘱します。

岩崎さんは、現在、桜台小学校学校運営協議会委員長、学校法人伊勢原みのり幼稚園副園長を務めています。任期は令和7年7月1日から令和8年3月31日まで。

今回の委嘱で市内14学校区全てに活動推進員が配置されました。

なお、委嘱式については、7月30日に教育長室で行います。

以上です。

○教育長【宮村進一】　　ありがとうございました。

ただいまの説明について御意見、御質問ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、ないようですので次に移ります。

6件目になります。第30回記念いせはら市展の実施報告について、社会教育課長から報告をお願いします。

○社会教育課長【青木優】　　それでは資料6を御覧ください。第30回記念いせはら市展の実施報告について御説明いたします。

第30回記念いせはら市展実施結果について報告します。

期間は、前期が、絵画、版画、彫刻、陶・工芸部門で、6月11日水曜日から6月15日日曜日まで、後期が、書、写真部門で、6月25日水曜日から6月29日日曜日まで、開催いたしました。

展示数は、前期が88点、後期が140点で、合計228点。

入場者数は、前期が839人、後期が696人で、合計1,535人でした。

前期・後期の最終日は、各部門の審査員の講評が行われ、出品者を含め来場者

の方々が作品を様々な視点から観賞できる有意義な機会を提供することができ、全期間を通して多くの協賛者の方や生涯学習ボランティアの協力を得て開催することができました。

また、教育委員の皆様方には、お忙しい中、表彰式を含め御来場いただき、誠にありがとうございました。

報告は以上となります。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

それでは、何か御意見、御質問ございましたらお願ひします。どうぞ。

○委員【濱田光子】 表彰式にも参加させていただいて、例年のことですが、皆さん活発に制作に取り組んでいらっしゃる姿、大変すばらしいなと思いました。

今回、受賞作品の審査員の方々がそれぞれの部門に分かれて、受賞作品の解説をしていて、受賞された方々が、作品の良さや審査員の目で見た観点を説明される様子を熱心に聞き入っている姿が、非常にすばらしいなと思った次第です。とてもよろしかったと思います。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

----- ○ -----

日程第3 議案第27号 令和8年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について

○教育長【宮村進一】 それでは、続きまして日程第3、議案に入ります。

議案第27号、令和8年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 それでは、議案第27号、令和8年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について、御提案申し上げます。

義務教育諸学校の教育用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づく、令和8年度伊勢原市立小学校において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案いたすものでございます。

提案理由といたしましては、令和8年度伊勢原市立小学校において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

今年度は、令和5年度に採択いたしました教科書及び発行者について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条による教科用図書発行者指定の取消しに該当する事柄がありませんので、昨年度と同一の教科書を採択するということを基に提案をいたすものでございます。

資料3ページに一覧がございますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ただいまの提案説明について、御意見、御質問などございましたらお願ひいたします。

説明にありましたが、令和6年度から令和9年度まで4年間、この教科書、5年度に採択した教科書が使用されるといった仕組みでございます。特によろしいでしょうか。

それでは、日程第3、議案第27号、令和8年度伊勢原市立小学校使用教科用図書の採択について、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 それでは、御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第28号 令和8年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程第4、議案第28号、令和8年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 では、続きまして、議案第28号、資料のページで言いますと31ページになります。

議案第28号、令和8年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について、御提案いたします。

こちらも、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定に基づく、令和8年度伊勢原市立中学校において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案いたすものでございます。

提案理由といしましては、令和8年度伊勢原市立中学校において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

今年度は、令和6年度に採択しました教科書及び発行者について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条による教科用図書発行者指定の取消しに該当する事柄がございませんので、昨年度と同一の教科書を採択することを基に提案をいたすものでございます。

以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございました。

こちらも、先ほどの小学校と同様に、既に採択されたもの、こちらは今年度から4年間同じ教科書を使うことになります。

何か御質問、御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、日程第4、議案第28号、令和8年度伊勢原市立中学校使用教科用図書の採択について、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第29号 令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長【宮村進一】 続きまして、日程第5、議案第29号、令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、提案説明をお願いいたします。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 それでは、議案第29号、資料の50ページになります。議案第29号、令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、御提案いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第4条並びに学校教育法附則第9条の規定に基づく、令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案いたすものでございます。

提案理由といしましては、令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

資料の51ページから57ページに掲載しております「令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書一覧」は、各学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の力を伸ばすために、教科用図書に代わるものとして、より適切な一般図書及び文部科学省著作教科書を選定し、その報告を受け作成したものでございます。

つきましては、一覧にあるとおり採択することを提案いたすものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長【宮村進一】 ありがとうございます。

こちらにつきましては、児童生徒の実態を踏まえて、毎年度、学校から要望のあった教科用図書を採択するものになります。

何か御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

じゃ、私から。これは、各学校が子どもたちの実情に応じて、採択する候補としてリストアップしてくれています。国ほうでいわゆる無償措置となる教科書というのは、例えば教科ごとに何冊とか、そういう決まりというのはあるんですか。

○教育指導課長【西野厚志】 1教科につき1人1冊までは無償給付となっています。

○教育長【宮村進一】 分かりました。そうすると、子どもによっては、こちらの今回これから採択をする教科用図書を選んで、いわゆる通常の教科書については選ばないといったお子さんもある。

○教育指導課長【西野厚志】 はい、そういうことになります。

○教育長【宮村進一】 これ、例えば来年度小学校に入学をしてくる1年生は、まだこの段階では就学相談の途中で、どの子が特別支援学級に在籍するかも未確定の状況ですが、学校ではどういった対応をされるんですか。

○教育指導課長【西野厚志】 個人に応じた能力だとか程度に応じて選ぶことになるんですけれども、小学校1年生の場合、おっしゃるように、まだ現段階で相談中で、特別支援学級に入るかどうかというところもまだ決まっていない。児童の様子も全く見えていない状況でございますので、基本的には文部科学省の検定教科書のほうで使っていただく形になります。

○教育長【宮村進一】 結局、採択の後、秋口ぐらいから実際に何人の子どもが、要は教科書の受給の手続も始まっていくので、多分、入学してからその子の状況に応じて、必要であれば何か教材プリントを作るですか、そういった対応で通常の教科書を補完していく、そんな対応を各学校、特に新入生についてはやっているという理解でよろしいですか。

○教育指導課長【西野厚志】 はい。教材的に使って補完していくという形です。

○教育長【宮村進一】 分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

○委員【福田雅宏】 特別支援学級に入っている児童生徒1人につき、小学校なら6年間、中学校なら3年間、同じ担任が見るわけじゃないですね。そうなると、学年が変わり、次の学級に上がったときに、こっちの教科書の方がいいんじゃないとか、前の担任と今度の担任の間で、すり合わせする必要があると思うのですが、こうした機会はあるんですか。

○学校教育担当部長【今井仁吾】 校内で検討委員会を設けますので、担任だけではなくて、携わる教員、管理職も含め複数で検討いたします。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございました。

○教育長【宮村進一】 今、支援級のクラスの数が多くなっていますけれども、それぞれの担任がチームで、1人の子を何人かで見ていくので、この検討に当たっても複数で検討されて、次年度にメンバーが変わっても引き継がれていくものと思います。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございました。

○教育長【宮村進一】 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、日程第5、議案第29号、令和8年度伊勢原市立小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、原案のとおり決することで御異議はございませんか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○教育長【宮村進一】 御異議がないものと認め、本案は原案のとおり可決・

決定いたしました。

----- ○ -----
【非公開】

日程第6 議案第30号 伊勢原市学校給食運営審議会委員の任免
及び委嘱について

原案のとおり可決

----- ○ -----
その他

○教育長【宮村進一】 続いて、その他でございます。まず、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、最後に来月の日程についてお願ひいたします。

○参事（兼）教育総務課長【瀬尾哲也】 次回は8月26日の火曜日、午後2時からとなります。場所は議会第3委員会室での開催となります。

以上です。

○教育長【宮村進一】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。

----- ○ -----
午前10時47分 閉会